

コラム 64 一対米交渉甲乙両案及び帝国国策遂行要領作成の経緯

東條は、先（9月6日）の連絡会議が議論をなさぬものとなったことを踏まえて、議題の前提として、まず3案に分けることとしました。

- 1 戦争を避け、最後まで現状で行く臥薪嘗胆とする。
- 2 直ちに開戦を決意し、政戦略の全てをこれに集中する。
- 3 外交交渉を続けるも、やむを得ざる場合は開戦とする。

これらの案に対し、統帥部は第2案を、東郷外相らは第1案であるが、第1案では統帥部が納得するはずもなく、問題はいかに統帥部を説得し、第3案に引っ張っていくかということと、日米交渉の期限でありました。これを元に、11月1日の連絡会議は激論17時間に及びました。まず、第1案は、国家を自滅に導くものとして、統帥部に真っ先に槍玉に挙げられた上、鈴木企画院総裁からも、物資面より不可能であると言われて却下されました。統帥部は強く第2案を主張しましたが、東郷外相は「交渉の余地のあるうちに、戦争に突入しては国民に対して相済まぬ」と反論し、東條首相他、閣僚もこれに賛成したため、結果第3案が残り、以後第3案の具体的な協議に入りました。

まず、この外交姿勢について、統帥部が「外交は作戦を妨害せぬこと」と、暗に第2案を引きずる考えを披露したため、東郷外相と賀屋蔵相より猛抗議がなされた上、東條首相と東郷外相から「外交と作戦は併行してやるのだから、外交が成功したら戦争発起は中止すること」を強く主張され、完全に意見は対立しました。さらに外交の期日を決める段になり、統帥部が11月30日としたところ、東郷が「期日などを決めたら外交はできない」と突っぱね、これを助けるように東條は「12月1日にならないか。1日でも長く外交をやることはできないか」と言いましたが、塚田参謀次長はこれを断り、結局日米交渉は、11月30日夜12時までと決定されました。この一件は、皮肉にも軍人東條をして、統帥権の独立というものが、いかに強大なものであるかを認識させられました。

しかし、統帥部が開戦を急ぐ理由もまた一理がありました。当時、グアム島やウェーキ島の米軍による要塞化が着々と進められ、さらにフィリピンには、マッカーサーが既に着任して、フィリピン国軍の全指揮権を掌握し、B-17爆撃機が配置され、長期防衛の見通しが立っていたこと、コレヒドール要塞の完成が目前であること等、我国にとっては一刻の猶予もなかったということは、純粋な軍事的見地から見れば、当然のことでもありました。

次に対米交渉案の検討に移り、ここで東郷が示した2つの案が、甲案、乙案であります。まず、甲案についての要旨は以下の通りであります。

- 1 通商無差別問題においては、無差別原則が全世界に通用するのであれば、太平洋全地域即ちシナにおいても、その適用を承認する。
- 2 三国同盟による参戦義務が発生したかどうかの解釈は、あくまで自主的に行

う。

- 3 シナ駐兵は、防共政策から概ね 25 年程度駐屯を続けるが、平和成立と同時に撤兵を開始し、2 年以内に撤兵を完了する。
- 4 仏領インドシナへ駐留している軍隊は、シナ事変の解決又は公正なる極東平和の確立と共に撤兵する。

1 については、米国の門戸開放主義を全世界に適用されるなら、シナにおいても認めると譲歩したものであります。2 については、従来の主張通り、米国が対独戦を開始したからといって、日本は自動的に対米参戦となることはないというものであります。3 は期限を初めて明確に示したことで、我方が真摯に交渉による解決を望んでいることを示したもので、従来の我国の主張からすれば、米国案に最大限譲歩したものと いえます。4 については、従来の主張通り、我国が仏印に進駐しているのは、ひとえにシナ事変解決のためであるというものであります。

次に乙案であります。これは甲案で妥結に至らなかった場合に備え、交渉を継続するための暫定措置案として、東郷外相や元外相の幣原喜重郎、元駐英大使の吉田茂らが作成したものであります。

その要旨は、

- 1 日米両国政府は、いずれも仏印以外の南アジア及び南太平洋地域に、武力進出を行はざることを確約する。
- 2 日米両国政府は、蘭領インドにおいても、その必要とする物資の獲得が保障せらるる様、互いに協力するものとする。
- 3 日米両国政府は、相互に通商関係を資産凍結前の状況に復帰すべし。南部仏印進駐の日本軍は、北部へ移動し、米国政府は年 100 万トンの航空機用揮発油の対日供給を確約する。
- 4 米国政府は、日支両国の和平に関する努力に支障をあたえるが如き行動に出ざるべからず。

このように乙案は、日米間の基本問題を一応棚上げにし、事態が徹底的に悪化した南部仏印進駐以前の状態に戻して、交渉をやり直そうというものであります。こうして政府は、甲乙両案と新しい「帝国国策遂行要綱」を策定し散会しました。新しい国策要綱は、

(1) 帝国は、現下の危局を打開して自存自衛を全うし、大東亜の新秩序を建設するため、此の際米英蘭戦争を決意し左記措置を採る。

- 1 武力発動の時期を 12 月初頭と定め、陸海軍は作戦準備を完整す。
- 2 対米交渉は別紙要領によりこれを行う。
- 3 独伊との提携強化を図る。
- 4 武力発動の直前、タイ国との間に軍事的緊密関係を樹立する。

(2) 対米交渉が、12 月 1 日午前 0 時まで成功すれば、武力発動を中止する。であります。